

第18回熊本地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成20年11月14日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 熊本地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)石井浩,古賀寛,崎坂誠司,杉山幸宏,高木絹子,立石邦子,浜岸和洋,布田君代,古島幹雄,松本和雄,宮崎久義,山本理(五十音順)

(列席者)刑事部総括裁判官,事務局長,刑事首席書記官,事務局次長

(庶務)総務課長(書記)

第2 議事概要

1 開 会

2 熊本地方裁判所長あいさつ

3 意見交換

意見交換に先立ち,刑事首席書記官が,裁判員制度施行に向けての現在の状況等について説明した後,刑事部総括裁判官が,辞退事由に関して,これまでの調査・分析結果及び熊本地方裁判所における実際の判断等について説明した。

主な意見は次のとおり。

委員: 「国民の義務」と言いながら,熊本地裁の調査において,回答者のうち辞退を申し出た人が46パーセントにも達していること,しかも,そのうちの83パーセントが辞退を認められているが,これは,約半分が裁判員になれないと申し出て,そのうちの8割以上が認められたことになり,客観的に見て,高い数値だと思うが,このことをどのように考えているのか。これでは,裁判員は参加したい人ばかりになってしまうのではないかと。広く国民の意見を司法に反

映させるといふ、裁判員制度の趣旨から離れてしまうのではないかと考える。

裁判所： 裁判員制度の義務性と負担とのバランスの取り方が問題だと思ふが、現段階では、このくらいの数値で落ち着くのではないかと考えている。このあたりでスタートして、裁判員制度への理解が深まり、「来て良かった」と、制度の意義を感じてもらえるようになれば、多少都合が悪くても無理して裁判所に来てくれる人も増えると思ふ。それによつて、将来的には、辞退者が減っていくことを期待している。

委員： 有権者が、自分に関わりのないことに対し、積極的に参加する可能性は低いのではないか。とりあえずスムーズに展開させていくことが大事だろう。最大のポイントは、裁判後、被取材者の顔を出さず出さないは別としても、裁判員の人たちがマスコミの取材に応じることで、その感想を広めていくことが必要であるということである。

裁判所： マスコミの取材に応じるか応じないかは別として、裁判員に良い印象を持って帰ってもらうことは、非常に重要だと考えている。初期の運用としては、裁判員制度に対する信頼を勝ち得るような裁判・評議を行うということが大切であり、その方向で頑張りたい。

委員： 守秘義務に関し不安に思っている人は多い。裁判が終わつた後、裁判員に対して、わつとマスコミが押し寄せてくる可能性がある。感想なら話しても良いと言われていても戸惑いが残る。

委員： その点をトラブルなく、自然な形でやっていくためには、裁判所側とマスコミとの実務的な詰めが必要だろう。マスコミが殺到する場合は、一般的に取材に応じないケースや、情報を隠しているケースが考えられる。むしろ、裁判所側としては、マスコミが裁判員に対して質問し、感想を述べてもらうオープンな場を設定することが、

無用なトラブルを避ける意味でも必要だろう。取材は嫌だという裁判員に対しても、感想を述べることの社会的な意義を説明し、なるべく取材に応じてもらえるようにすべきである。その上で、報じる、報じないは、マスコミ側の問題である。

委員： 少なくとも最初の事件は、そのようにした方が、国民は安心するかもしれない。

委員： とりあえずやってみて、不都合があれば変えていく。裁判員制度は戦後初めて導入される制度であり、これを定着させるためには、そのような形でやる必要があるだろう。制度を国民の間に定着させることは、法曹と報道がともに目指していることである。

裁判所： 裁判員の、「良かった」、「悪かった」といった感想を通じて、国民の皆さんの議論を喚起し、社会的にも裁判員をやることは意義があることなのだと考える人が増えてくれば、制度として定着していくと思う。最初の頃は、国民の反発を招くより、ある程度辞退を認めるのはやむを得ないと考えている。

委員： 裁判所から今回示された「辞退を認容したケース」、「留保したケース」について、私は妥当だと思う。ただ、辞退事由が真実かどうかの確認をする必要はないのか。

裁判所： 書面に虚偽の辞退事由を記載した場合の罰則が定められており、それで担保されると考えている。

委員： 確認を行うことは可能であっても、実際には行わないということか。

裁判所： 欠格事由に関しては、客観的な資料を提出してもらおうが、辞退事由に関しては千差万別であり、プライバシーに踏み込んでまで調査・確認を行う必要があるか問題である。

委員： 調査票や質問票にこう書けば辞退が認められるといった、マニユ

アルのようなものが出されて、辞退者が多くなることはないのか。

裁判所： 陪審制度がとられているアメリカでは、同様のマニュアルも出されていると聞いているが、問題なく制度が運営されている。一番大事なのは、スタートからしばらくの間で、制度に対する信頼を高めることだと思う。

委員： 制度が始まって、啓蒙・広報活動を継続すべきではないか。

裁判所： 制度が始まれば、裁判員から意見や感想を寄せられることになる。

そのような意見や感想を活かしながら、今までとは異なった広報活動も検討していく必要があると考えている。

4 次回のテーマ

労働審判制度について

5 次回開催期日

平成21年3月11日(水)午後1時30分